

2026年4月24日 全10頁

米銀資本規制の見直し案、大幅な規制緩和へ

住宅ローン・中小企業向け融資の促進、FRTBは「資本フロア」なし

ニューヨークリサーチセンター

主任研究員

鈴木 利光

[要約]

- 2026年3月19日、連邦準備制度理事会（FRB）・連邦預金保険公社（FDIC）・通貨監督庁（OCC）は共同で、米国の銀行に対する資本規制の見直しに係る公開草案を公表した（意見募集期限は6月18日）。
- 公開草案の要点は、①「G-SIB サーチャージ」、②「中小企業向け融資」、③「FRTB」、及び④「住宅ローン・MSA」の4点において、緩和的な見直し又は導入が提案されていることである。①②④（緩和的な見直し）は景気喚起策、③（緩和的な導入）は大手銀行のトレーディング領域におけるリスクテイクの拡大を後押しするもの、と位置づけることが可能である。
- FRBスタッフは、公開草案が所要CET1にもたらす定量的影響として、「カテゴリーⅠ・Ⅱ」の大手銀行については「2.4%減」、「カテゴリーⅢ・Ⅳ」の大手銀行については「3%減」、その他の非大手銀行については「7.8%減」と見積もっている。
- 公開草案は、前民主党政権下の提案を退けた銀行業界にとって、大勝利といえよう。それは、定量的影響から一目瞭然である。
- 報道によると、公開草案がそのまま適用された場合、36行の銀行が合計で最大3,200億ドルの余剰資本を抱えることになる見込みで、これは現時点の余剰資本である2,660億ドルから20%以上の増加であるという。
- こうして解放される資本を用いて、融資を拡大すれば、プライベート・クレジット企業やノンバンク系住宅ローン事業者に奪われてきたシェアを奪還することが可能となる。
- 公開草案の適用時期は不透明だが、早ければ年内に最終化され、2027年1月からの適用もあり得るだろう。

1. 米銀資本規制の見直し案、景気喚起とトレーディング拡大を企図か

2026年3月19日、連邦準備制度理事会（FRB）・連邦預金保険公社（FDIC）・通貨監督庁（OCC）は共同で、米国の銀行に対する資本規制の見直しに係る公開草案（以下、単に「公開草案」）を公表した（意見募集期限は6月18日）¹。

公開草案の要点は、①「G-SIB²サーチャージ」、②「中小企業向け融資」、③「FRTB³」、及び④「住宅ローン・MSA⁴」の4点において、緩和的な見直し又は導入が提案されていることである。①②④（緩和的な見直し）は景気喚起策、③（緩和的な導入）は大手銀行のトレーディング領域におけるリスクテイクの拡大を後押しするもの、と位置づけることが可能である。

本稿では、公開草案の内容を概説する。

2. 前民主党政権下の提案とは大きく様相を異にするものに

公開草案は、①「G-SIBサーチャージの見直し」、②「『バーゼルⅢ最終化』の米国内実施」、③「信用リスク計測に係る標準的手法の見直し」、の3つからなる。

このうち、②の「『バーゼルⅢ最終化』の米国内実施」は、前民主党政権下の2023年7月27日に一度提案されたが、政権交代もあり未実施のままとなっていたものである⁵。

金融危機後の2010年12月16日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が公表した「国際的に活動する銀行に対する資本規制の国際合意」にあたる「バーゼルⅢ」⁶（IB3: Initial Basel 3）の米国内実施は、2013年7月以降順次行われており、これが現行の米銀資本規制のベースに相当する。

IB3の米国内実施は、もともと、米国の「大手銀行」のうち、「カテゴリーⅢ」以上の銀行を対象としており、現在に至るまでその「大枠」は維持されている（図表1、2）。

前民主党政権下で一度提案された「『バーゼルⅢ最終化』の米国内実施」は、2017年12月7日にBCBSで合意された「バーゼルⅢ最終化」（B3E: Basel 3 Endgame）⁷に忠実な内容となって

¹ 'Agencies request comment on proposals to modernize the regulatory capital framework and maintain the strength of the banking system' (FRB/FDIC/OCC, 2026/3/19)

² Global Systemically Important Banks (グローバルなシステム上重要な銀行)

³ Fundamental Review of the Trading Book (トレーディング勘定の抜本的な見直し)

⁴ Mortgage Servicing Assets (モーゲージ・サービシング・アセット)

⁵ 前民主党政権下で一度提案された「『バーゼルⅢ最終化』の米国内実施」の概要については、以下の拙稿大和総研レポートを参照されたい。

■「『トランプ2.0』における米国金融規制の展望」(2025/4/24)

■「米国大統領選挙と米銀資本規制強化の動向」(2024/4/22)

■「米国大手銀行に対する資本規制強化の行方」(2024/3/28)

⁶ バーゼルⅢの詳細は、[大和総研・金融規制（バーゼル規制その他）のレポート](#)を参照されたい。

⁷ 「バーゼルⅢ最終化」（B3E）の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

■「マーケット・リスク相当額の計測手法の見直し（確定版）」(金本悠希、2022/7/14)

■「信用リスク・アセットの算出手法の見直し（確定版）」(金本悠希、2022/7/4)

■「『バーゼルⅢ』、ついに最終合意」(金本悠希、2017/12/8)

いた。仮にこれが適用されていた場合、所要の普通株式等 Tier 1 資本 (CET1 : Core Equity Tier 1) (普通株式、内部留保、その他の包括利益累計額 (AOCI)、新株予約権等)⁸が、「カテゴリー I・II」の大手銀行については「19%増」、「カテゴリー III・IV」の大手銀行については「6%増」となることが見込まれていた⁹。

図表 1 米国：「大手銀行」の 4 区分

カテゴリー I	カテゴリー II	カテゴリー III	カテゴリー IV
グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIB)	<ul style="list-style-type: none"> ● 総資産 7,000 億ドル以上の金融機関 or ● 海外事業規模が 750 億ドル以上の金融機関 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総資産 2,500 億ドル以上 (7,000 億ドル未満) の金融機関 or ● ノンバンク部門の資産、短期の市場性資金、又はオフバランスシートのエクスポージャーが 750 億ドル以上の金融機関 	総資産 1,000 億ドル以上 (2,500 億ドル未満) の金融機関

(注) 金融機関が銀行持株会社の場合、「カテゴリー I」から「カテゴリー IV」には、それぞれの金融機関の預金取扱銀行子会社が包含される。

(出所) FRB 資料を参考に大和総研作成

図表 2 米国：「大手銀行」リスト (2024 年 6 月末時点)

カテゴリー I	カテゴリー II	カテゴリー III	カテゴリー IV
<ul style="list-style-type: none"> ✓ Bank of America ✓ Bank of New York Mellon ✓ Citigroup ✓ Goldman Sachs ✓ JPMorgan Chase ✓ Morgan Stanley ✓ State Street ✓ Wells Fargo 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Northern Trust 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ American Express ✓ Capital One ✓ Charles Schwab ✓ PNC Financial ✓ Truist Financial ✓ U.S. Bancorp 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Ally Financial ✓ Citizens Financial ✓ Discover^(※1) ✓ Fifth Third ✓ First Citizens ✓ Huntington ✓ KeyCorp ✓ M&T Bank ✓ NY Community Bancorp^(※2) ✓ Regions Financial ✓ Synchrony Financial

(※1) 2025 年 5 月 18 日付で、Capital One に合併され、単独の銀行としては消滅している。

(※2) 2024 年 10 月 25 日付で、社名を 'Flagstar Financial' に変更している。

(出所) 'Supervision and Regulation Report' (FRB、November 2024), table A.1 より大和総研作成

⁸ BCBS が定める CET1 の概要については、以下の拙稿大和総研レポートを参照されたい

■ [「バーゼル III では、自己資本の水準はどのように引き上げられている？」 \(2014/10/20\)](#)

■ [「バーゼル III では、自己資本の質はどのように向上している？」 \(2014/10/14\)](#)

⁹ 'Proposals that would amend capital requirements for large banking organizations in line with the Basel III accord and modify risk-based capital surcharges applicable to U.S. GSIBs' (FRB、2023/7/18)

政権交代を経て、改めて公表された公開草案は、前民主党政権下の提案とは大きく様相を異にするものとなっている。FRB の金融監督担当副議長、ボウマン理事は、公開草案の重要な利点として、住宅ローンの組成やサービシング（回収）、企業向け融資といった伝統的な銀行業務を、規制の緩やかなノンバンクに移転させるインセンティブを低下させることを挙げている¹⁰。

なお、B3E のうち、「レバレッジ比率」¹¹の見直しについては、すでに米国内実施が完了している点に留意されたい¹²。

3. 公開草案の概要

(1) 定量的影響

FRB スタッフは、公開草案が所要 CET1 にもたらす定量的影響¹³として、「カテゴリー I・II」の大手銀行については「2.4%減」、「カテゴリー III・IV」の大手銀行については「3%減」、その他の非大手銀行については「7.8%減」と見積もっている（図表 3）。

図表 3 公開草案の定量的影響：所要 CET1 の増減

	カテゴリー I・II	カテゴリー III・IV	非大手銀行
G-SIB サーチャージの見直し	-3.8%	-	-
「バーゼル III 最終化」の米国内実施	+1.4%	-	-
標準的手法の見直し（信用リスク） ^(※1)	-	-6.1%	-7.8%
AOCI カウント ^(※2)	-	+3.1%	-
計	-2.4%	-3.0%	-7.8%

(※1) 『『バーゼル III 最終化』の米国内実施』にも共通する項目あり（住宅ローン・MSA の見直し等）。

(※2) 売却可能有価証券の含み損益を、貸借対照表資本の部の「その他の包括利益累計額（AOCI：Accumulated Other Comprehensive Income）」として、自己資本比率計算の分子（自己資本）に反映することをいう。

(出所) ‘Basel III proposal, GSIB surcharge proposal, and standardized approach proposal’ (FRB, 2026/3/19)、Table 1 より大和総研作成

FRB のバー理事によると、「カテゴリー I・II」の大手銀行における、「G-SIB サーチャージの見直し」の「3.8%減」（所要 CET1。以下省略）は、金額にすると「約 330 億ドルの削減」である¹⁴。したがって、ネットの「2.4%減」は、金額にすると「約 208 億ドルの削減」といえる。

¹⁰ ‘Statements on Bank Capital Proposals by Vice Chair for Supervision Michelle W. Bowman’ (FRB, 2026/3/19)

¹¹ レバレッジ比率の概要については、[拙稿大和総研レポート「『レバレッジ比率』とは？」](#)（2014/12/8）を参照されたい。

¹² B3E を踏まえた米国のレバレッジ比率（SLR）の見直しについては、[拙稿大和総研レポート「米銀最大手、9.7 兆ドルの国債保有増加余地」](#)（2025/12/16）を参照されたい。

¹³ FRB が 2025 年 10 月 24 日に提案した、ストレステストのモデルとシナリオを見直す提案の影響については、本稿では言及していない点に留意されたい。

¹⁴ ‘Statement on Bank Capital Proposals by Governor Michael S. Barr’ (FRB, 2026/3/19)

(2) G-SIB サーチャージの見直し

公開草案は、G-SIB への資本上乘せ規制にあたる「G-SIB サーチャージ」¹⁵の算出方法のうち、「メソッド2」を再較正 (recalibration) することを提案している。

前提として、現行ルール上、米国の G-SIB サーチャージは、国際合意をベースにした「メソッド1」（「規模」、「相互関連性」、「代替可能性」、「複雑性」、「クロスボーダーな活動」の5カテゴリーを等ウェイト）に基づく比率と、米国独自の「メソッド2」（「メソッド1」を基調としつつ、「代替可能性」を「短期市場性調達（STWF：Short-Term Wholesale Funding）」に置き換え）に基づく比率のいずれか高い方を採用する。

米国の G-SIB8 行（図表 1、2 参照）が、「メソッド1」と「メソッド2」のうちいずれに基づく G-SIB サーチャージを課されているかは、公表情報からは明確ではない。もっとも、FRB の資料によれば、State Street を除く 7 行が、「メソッド2」に基づく G-SIB サーチャージを課されていることが推測される（図表 4）。

図表 4 米国の G-SIB サーチャージ

	「メソッド1」≡ 国際合意 ^(※1)	FRB 指定 ^(※2)
JPMorgan Chase	2.5%	4.5%
Citigroup	2.0%	3.5%
Bank of America ^(※3)	1.5% ^(※3)	3.0%
Goldman Sachs	1.5%	3.0%
Bank of New York Mellon	1.0%	1.5%
Morgan Stanley	1.0%	3.0%
State Street	1.0%	1.0%
Wells Fargo	1.0%	1.5%

(※1) ‘2024 List of Global Systemically Important Banks (G-SIBs)’ (FSB、2024/11/26) より引用。

(※2) ‘Large Bank Capital Requirements’ (FRB、2025/8/29)、Table 1 より引用。

(※3) ‘2025 List of Global Systemically Important Banks (G-SIBs)’ (FSB、2025/11/27) では、「2.0%」に引き上げられている（2027年1月1日以降適用）。

(出所) FRB 資料、FSB 資料より大和総研作成

「メソッド2」の STWF は、もともと、他の4つのカテゴリーと同様に20%のウェイトとなるように意図されていた。しかし、実際には、米国の G-SIB は当初考えられていた以上に STWF に依存しており、その結果、STWF は「メソッド2」のうち約30%のウェイトを占めるに至っているという¹⁶。そこで、公開草案は、「メソッド2」における STWF のウェイトを当初意図されたとおり20%に再較正することを提案している。

また、2019年末以降、「メソッド2」のスコアが「メソッド1」のものより累積で大きく上昇した（乖離が約20%ポイント）。そこで、公開草案は、「メソッド2」の固定係数を「1.2で割

¹⁵ G-SIB サーチャージの概要については、[拙稿大和総研レポート「『システム上重要な銀行へのサーチャージ』とは？」（2015/3/4）](#)を参照されたい。

¹⁶ ‘Statement on Bank Capital Proposals by Governor Michael S. Barr’ (FRB、2026/3/19)

る」形で一度限りの下方調整をすることで過去数年間の金融システム及び経済の変化を反映させ、かつ今後の経済成長およびインフレを織り込むべくこれらの係数を毎年自動的に調整する仕組みを導入することを提案している¹⁷。

これらの提案は、「メソッド 2」を「メソッド 1」に近づけるものであり、その結果として、「カテゴリー I・II」の大手銀行の所要 CET1 が「3.8%減」（約 330 億ドルの削減）となる（図表 3 参照）。

(3) 「バーゼルⅢ最終化」の米国内実施

公開草案のうち、B3E の米国内実施の要点は、概ね、①内部モデルの廃止（信用リスク）、②中小企業向け融資の促進、③FRTB の米国式導入、④CVA¹⁸リスクの導入、の 4 点である。

これらは、原則として「カテゴリー I・II」の大手銀行を適用対象としているが、それ以外の銀行が任意に適用することも認められている。

① 内部モデルの廃止（信用リスク）

現行ルール上、「カテゴリー I・II」の大手銀行は、自己資本比率計算の分母（リスク・アセット）のうち、信用リスクとマーケット・リスクの算出にあたって、標準的手法と内部モデルの双方に基づいて計測し、いずれか大きい方（自己資本比率が低くなる方）を適用することが求められている。

公開草案は、こうした二重計算が相応の便益を伴わずに負担のみを増やしてきたと考え、これを廃止することを提案している。そのうえで、信用リスクの算出にあたっては、内部モデルを廃止することを提案している。

ボウマン理事によると、この信用リスク算出における内部モデルの廃止が、B3E からの乖離の最たるものであり、これは国外の同規模の大手銀行に比して、「カテゴリー I・II」の大手銀行により高い資本賦課を課すものとなっているという¹⁹。

② 中小企業向け融資の促進

大手銀行による中小企業向け融資への集中度は大きくないものの、それでもなお中小企業に

¹⁷ 公開草案は、現在の「メソッド 2」の固定係数が 2012-2013 年のグローバル指標額をベースに固定されたままで、その後のインフレ・名目 GDP 成長・金融システム拡大を反映していないため、銀行の真のシステミックリスクがあまり変わっていても「メソッド 2」のスコアが上がりやすい（時間の経過で過大化していた）という問題意識を貫いている。

¹⁸ Credit Valuation Adjustment

¹⁹ ‘Statements on Bank Capital Proposals by Vice Chair for Supervision Michelle W. Bowman’（FRB、2026/3/19）

とって重要な資金調達源である。というのも、2025 年第 2 四半期の時点で、「カテゴリー I・II」の大手銀行は、100 万ドル未満の事業融資の 18%、10 万ドル未満の事業融資の 33%を供給していたのである²⁰。

現行ルール上、中小企業向け融資は一般に「100%」のリスクウェイトが適用されており、高リスク資産に区分されている。

公開草案は、「カテゴリー I・II」の大手銀行による中小企業向け融資を促進すべく、そのリスクウェイトの引き下げを提案している。ボウマン理事の整理によると、100 万ドル超の中小企業向け融資については、その中小企業が投資適格である場合、リスクウェイトを現行の「100%」から「65%」に引き下げる。また、100 万ドル未満の中小企業向け融資については、リスクウェイトを現行の「100%」から「75%」に引き下げる²¹。

③ FRTB の米国式導入

現行ルールでは、マーケット・リスクの算出にあたって、B3E 以前の国際合意である FRTB を導入していない²²。

公開草案は、「カテゴリー I・II」の大手銀行と、「重要なトレーディング活動」（トレーディング勘定の資産・負債が 50 億ドル超、又はトレーディング勘定の資産・負債が総資産の 10%以上）を有するそれ以外の銀行を対象に、FRTB の米国式導入を提案している。

まず、算出方法としては、標準的手法をベースにしつつ、十分に堅牢なデータがある場合に限り内部モデルの利用を認めている。この内部モデルは、「従来の VaR モデルから、テールリスク（発生確率は低いものの、発生すると非常に巨大な損失をもたらすリスク）を捕捉する期待ショートフォール・モデルへの移行」や「デスク単位のモデル承認」等、国際合意に忠実な内容となっている。

ただし、公開草案では、マーケット・リスクの算出にあたって、標準的手法と内部モデルの二重計算を廃止している（前記「①」参照）。このことから、必然的に、「資本フロア」（内部モデルにより算出したリスク・アセット額は、標準的手法により算出した額の 72.5%を下限とする）が適用されない。この点について、バー理事は、「国際合意からの下方乖離であり、他の法域にも同様の行動を促す『底辺への競争』を引き起こし、世界の金融システムを損なうおそれがある」旨の批判をしている²³。

²⁰ ‘Supporting Small Businesses’ (FRB, 2026/3/31)

²¹ ‘Supporting Small Businesses’ (FRB, 2026/3/31)

²² FRTB の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

■ [「マーケット・リスク相当額の計測手法の見直し（確定版）」](#)（金本悠希、2022/7/14）

■ [「マーケット・リスク相当額の計測手法の見直し（下）」](#)（金本悠希、2019/4/10）

■ [「マーケット・リスク相当額の計測手法の見直し（上）」](#)（金本悠希、2019/4/10）

²³ ‘Statement on Bank Capital Proposals by Governor Michael S. Barr’ (FRB, 2026/3/19)

④ CVA リスクの導入

現行ルールでは、リスク・アセットの算出にあたって、CVA リスク（CVA、すなわちデリバティブ取引のカウンターパーティに係る期待損失の額が変動するリスク）を独立して算出することは求められていない。

公開草案は、①「カテゴリー I・II」の大手銀行、②「カテゴリー I・II」の大手銀行の預金取扱銀行子会社のうち「重要なトレーディング活動」を有する先、そして③「カテゴリー III・IV」以下の銀行のうち、「重要なトレーディング活動」を有し、かつ想定元本1兆ドル以上のデリバティブ・エクスポージャーを有する先を対象に、CVA リスクの導入を提案している。

このように、対象を大規模な金融機関に限定することで、農家や製造業者といったデリバティブ取引のエンドユーザーへの意図せぬコスト負担を回避している²⁴。

なお、CVA リスクの算出方法については、基礎的方式（BA-CVA）と標準的方式（SA-CVA）の二つが想定されており、概ね B3E に忠実な内容となっている。

(4) 信用リスク計測に係る標準的手法の見直し

公開草案のうち、信用リスク計測に係る標準的手法の見直しの要点は、概ね、①住宅ローン・MSA 保有要件の緩和、②事業会社向け融資の促進、③AOCI カウントの適用範囲拡大、の3点である。

これらのうち、①は全ての銀行（「大手銀行」及びそれ以外の銀行）、②は「カテゴリー I・II」の大手銀行以外の銀行のうち B3E の米国内実施（前記「(3)」参照）を任意適用しない先、③は「カテゴリー III・IV」の大手銀行が適用対象である。

① 住宅ローン・MSA 保有要件の緩和

ボウマン理事によると、昨今、住宅ローンのオリジネーション（貸出実行）とその MSA（回収サービス権）の保有は、銀行セクターからノンバンクに流出してきたことが確認されているという²⁵。2008 年時点では、銀行は住宅ローンの約 60%をオリジネートし、住宅ローン残高の約 95%について MSA を保有していた。しかし、それ以降の縮小は極めて大きく、2023 年時点では、銀行によるオリジネーションは 35%にとどまり、MSA 保有は住宅ローン残高の約 45%にまで低下している。

ホワイトハウスは、こうした状況を問題視し、住宅取得の手ごろさ（アフォーダビリティ）を実現すべく、大統領令で FRB に対し、銀行の住宅ローン・MSA 保有要件を緩和するよう指示

²⁴ ‘Capital Rules for the Real Economy’（FRB、2026/3/12）

²⁵ ‘Revitalizing Bank Mortgage Lending, One Step with Basel’（FRB、2026/2/16）

している²⁶。

これを受けて、公開草案は、全ての銀行を対象に、銀行の住宅ローン・MSA 保有要件の緩和を提案している。

まず、MSA 保有については、IB3 の米国内実施以前は「リスクウェイト 100%、ただし Tier 1 資本の 100%相当額を超過する部分は全額 Tier 1 資本から控除」であった。IB3 の米国内実施を経た現行ルールでは、国際合意 (IB3) をベースに一部簡素化し、「リスクウェイト 250%、ただし CET1 の 25%相当額を超過する部分は全額 CET1 から控除」とされており、以前と比較すると重大な厳格化となっている。ボウマン理事によると、こうした MSA 保有要件の厳格化が、銀行の住宅ローン市場からの撤退要因となったことは明らかであるという²⁷。

そこで、公開草案は、MSA 保有について、CET1 控除を撤廃し、単に「リスクウェイト 250%」としている。

次に、住宅ローンについては、現行ルール上、一般的なリスクウェイトが「50%」であり、LTV (Loan To Value ratio)²⁸がきめ細かく考慮されているわけではない²⁹。ボウマン理事によると、銀行は LTV の低い住宅ローンを大量に保有しているが、不釣り合いに高い資本を要求されることで、地域社会のニーズを支えるために資本を活用する能力が制約されているという³⁰。

そこで、公開草案は、住宅ローンに対する資本要件のリスク感応度を高めるべく、6 区分の LTV に基づいて住宅ローンのリスクウェイトを決定している。具体的には、例えば、LTV が 50% 以下の場合にはリスクウェイトを「20%又は 30%」（「B3E の米国内実施」適用行）又は「25%又は 35%」（それ以外の銀行）に、LTV が 100%超の場合はリスクウェイトを「70%又は 105%」（「B3E の米国内実施」適用行）又は「75%又は 110%」（それ以外の銀行）としている³¹。

② 事業会社向け融資の促進

現行ルール上、事業会社向け融資は一般に「100%」のリスクウェイトが適用されており、高リスク資産に区分されている。

公開草案は、地方銀行による事業会社向け融資を促進すべく、そのリスクウェイトを「95%」に引き下げることが提案されている。

²⁶ ‘Promoting Access To Mortgage Credit’ (The White House, 2026/3/13)

²⁷ ‘Revitalizing Bank Mortgage Lending, One Step with Basel’ (FRB, 2026/2/16)

²⁸ 住宅ローン債権の額が、抵当権の目的である不動産の価額に占める割合をいう。

²⁹ LTV が高い（原則として 90%超）場合は「100%」のリスクウェイトが適用されるが、LTV が低くてもそれに応じてリスクウェイトが低下するわけではない。

³⁰ ‘Revitalizing Bank Mortgage Lending, One Step with Basel’ (FRB, 2026/2/16)

³¹ 同区分の LTV 内におけるリスクウェイトの差異は、住宅ローンの返済原資が抵当権の目的である不動産のキャッシュフローに依存しているか否か、に基づく（依存している方が、リスクウェイトが高くなる）。

③ AOCI カウントの適用範囲拡大

現行ルール上、「カテゴリー I・II」の大手銀行にあっては、自己資本比率の算出にあたって、売却可能有価証券の含み損益を、貸借対照表資本の部の「その他の包括利益累計額 (AOCI³²)」として、CET1 に反映すること（以下、「AOCI カウント」）が求められる。

公開草案は、AOCI カウントの適用対象を、「カテゴリー III・IV」の大手銀行にまで拡大する旨提案している。もっとも、急激な所要 CET1 の増加を回避すべく、5 年間の移行期間を設けている。

この提案は、前民主党政権下で一度提案された「B3E の米国内実施」の提案を引き継いだものとなっている。

4. 銀行業界の大勝利

公開草案は、前民主党政権下の提案を退けた銀行業界にとって、大勝利といえよう。それは、定量的影響から一目瞭然である。

報道によると、公開草案がそのまま適用された場合、36 行の銀行が合計で最大 3,200 億ドルの余剰資本を抱えることになる見込みで、これは現時点の余剰資本である 2,660 億ドルから 20%以上の増加であるという³³。

こうして解放される資本を用いて、融資を拡大すれば、プライベート・クレジット企業やノンバンク系住宅ローン事業者に奪われてきたシェアを奪還することが可能となろう³⁴。

公開草案の適用時期は不透明だが、早ければ年内に最終化され、2027 年 1 月からの適用もあり得るだろう。

以上

³² Accumulated Other Comprehensive Income

³³ ‘US banks could release \$320 billion in capital with new draft rules, analysts say’ (Thomson Reuters, 2026/4/8)

³⁴ ‘Banks Ready to Put Billions to Work After Regulatory Win’ (The Wall Street Journal, 2026/3/20)